

(別紙)

築上町子ども医療費支給制度拡大に係る変更について

築上町では、平成30年4月1日から、子どもの医療費を助成する「子ども医療費支給制度」の対象年齢を18歳まで引き上げることとなりました。それに伴って変更になる助成内容についてお知らせいたします。

1. 子ども医療の内容

| | 平成30年3月31日まで | 平成30年4月1日から |
|-------|--|---|
| 対象者 | 出生から中学3年生まで | 出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで |
| 一部負担金 | 入院:無料 外来:医療機関ごとに600円(/月) 調剤:無料 (未就学児はすべて無料) | 同左 |
| 医療証の色 | 小学6年生まで:ラベンダー 中学生:ピンク | 出生から小学6年生まで:ラベンダー 中学1年生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで:ピンク |

※生活保護の受給者、福祉施設(医療費が措置される施設)に入所中の方は対象外です。

※保護者の所得制限はありません。

※入院時の食事代、居住費および医療保険適用外の費用については従来どおりです。

2. 子ども医療証について

中学1年生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方(平成30年4月1日時点)に、平成30年3月中に新たな「子ども医療証」を交付します。

有効期限 — 18歳に達する日以後の最初の3月31日までとなっています。

※4月1日で18歳になるお子さんについては、有効期限は誕生日の前日(3月31日)までとなります。

負担者番号 — 81401325 従来どおりです。

3. 重度障害者医療の変更について

入院時の一部負担の額、および精神病床への入院が対象となる年齢が次のように変わります。

| | 平成30年3月31日まで | 平成30年4月1日から |
|---------------------|-------------------|---------------------------------|
| 入院 500円(月7日限度)の自己負担 | 中学3年生まで(以降月20日限度) | 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(以降月20日限度) |
| 精神病床への入院 | 中学3年生まで対象 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで対象 |

4. 請求方法について

現行の「子ども医療」および「重度障害者医療」と同じ方法でご請求くださいますようお願いいたします。